

●中間前金払い制度の導入について

恵那市では、平成 24 年 1 月 31 日の建設工事契約より『中間前払金制度』を導入します。

○中間前金払制度について

当初の前払金（請負金額の 40 パーセント以内の額）とは別に、工事の半分以上が経過した時点で前払金（請負金額の 20 パーセント以内の額）を追加して支払う制度です。

○対象工事

工事の請負金額が 500 万円以上で、既に当初の前払金の支払いを受けている工事が対象です。

○請求できる条件

次の条件を満たし、前払金を受けている建設工事

- ・ 請負金額が 500 万円以上であること
- ・ 工期の 2 分の 1 を経過していること
- ・ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
- ・ 工事の進捗出来高が請負金額の 2 分の 1 以上に達していること

（注）部分払い請求後に中間前払金の請求はできません。

○請求手順

1. 中間前金払を希望する場合は、市（工事担当課）に認定請求書、工事履行報告書及び実施工程表を提出してください。
2. 市（工事担当課）は要件を満たしていることを確認した後、認定調書を交付します。
3. 認定調書を添え、保証会社に中間前払金保証の手続きをしてください。
4. 保証会社が請負業者に対し中間前払金の保証証書を発行します。
5. 保証証書を添え、市（工事担当課）に中間前払金の請求をしてください。
6. 市（工事担当課）が中間前払金を請負業者が指定する前払金専用口座に振り込みます。